

H24.7.16. 中国新聞

いじめの加害者責任

刑罰や損害賠償の可能性

キッズ
ロースクール



大津市で中学2年の男子が自殺し、いじめが原因ではな
いかとニュースになっている
けど、いじめの法的な責任は
どうなっているんだろう。

暴力をふるうと暴行罪、被
害者がけがをすれば傷害罪、
死なせてしまったら傷害致死
罪にあたります。いじめっ子
が被害者にけがを負わせてい
るとき、あおったり加勢した

民法

いじめた子や親、学校、
先生に 損害賠償請求



刑法

暴行、傷害、傷害致死、
現場助勢、脅迫、恐喝、
強要、侮辱、名誉毀損
などの罪

程度や事情によっては

少年院 懲役刑

りすると、現場助勢という罪
もあります。

被害者をこわがらせておど
かすのは脅迫罪、おどかして
お金を取ると恐喝罪、被害者
にいやがることを無理やりや
らせるのは強要罪、たくさん
の人の前で被害者はずかし
めると侮辱罪、さらに被害者
の評判を落とすメールをたく
さんの人に送付するような行
為は名誉毀損罪きそんです。

これらは刑法に定められた
犯罪ですから、程度や事情に
よっては、少年院に送られた
り、大人と同じ裁判にかけら
れて懲役刑になったりしま
す。

被害者はさらに民法にもと
づいて、受けた損害の賠償金
をいじめた子や親に請求する
ことができます。また先生が
いじめを知りながら十分な対
策を取らなかった場合などに
は、学校や先生本人にも賠償
を請求できます。

(監修 細野敦弁護士)